

令和8年度

事業計画書

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会

目 次

令和8年度事業方針	1 ページ
I. 社会福祉事業拠点区分	3 ページ
1 法人運営事業サービス区分	
2 地域福祉活動事業サービス区分	
3 共同募金配分金事業サービス区分	
4 福祉サービス利用支援事業サービス区分	
5 生活福祉資金貸付事業サービス区分	
II. 施設経営事業拠点区分	8 ページ
1 平松老人福祉センター事業サービス区分	
2 巨勢老人福祉センター事業サービス区分	
3 開成老人福祉センター事業サービス区分	
4 大和老人福祉センター事業サービス区分	
5 金立いこいの家事業サービス区分	
III. 認可外保育施設運営拠点区分	9 ページ
1 松梅保育所運営事業サービス区分	
IV. その他の事業	9 ページ
1 共同募金・歳末たすけあい募金運動への協力	
2 日本赤十字社事業の推進	



令和8年度事業方針

少子高齢化や人口減少、核家族化の進展により生活を取り巻く環境が大きく変化しており、家庭や地域における支え合いの基盤が弱まり、地域社会から孤立する世帯が増え、孤立死や引きこもりなど地域が抱える生活課題も複雑化、複合化しています。

このような中、国では制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画することにより、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創出していく地域共生社会の実現に向けた取り組みが進められています。

また、地域共生社会の在り方検討会議において、2040年に向け、地域共生社会の深化を図る提言がまとめられているところであり、全ての市町村で支援の必要な方を誰も取り残さない包括的な支援体制の整備を目指す検討がなされています。

当会では、昨年度に第5期佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進会議において、当計画（令和8年度～令和12年度）の策定に向け、審議を行いました。目指す佐賀市の姿を「みんながつながる、支え合う、認め合う 健やかに、幸せに満ちたまち」とし、2つの重点取組を掲げています。

1つ目は、“社会的に孤立している人や孤立リスクのある人への支援”です。高齢者の単身世帯増加や地域のつながりの希薄化も相まって、身寄りがなく、または親族との関係が希薄な人が年々増加しています。誰もが安心して地域で暮らし続けることができる地域共生社会を実現するためには、つながりが希薄な人・孤立状態にある人等への包括的な支援体制を構築することが求められており、本会においても佐賀市やその他の支援機関と連携を図り、取組を推進していきます。

2つ目は、“地域福祉への多様な主体の参画”です。地域福祉を支える各種団体、地縁組織など多くの方が活動されていますが、担い手の高齢化が進行し、後継者不足が深刻な課題となっています。持続可能な地域福祉を推進するために従来からの担い手への支援を継続するとともに、多様な世代・立場の市民や団体、学校、社会福祉法人等が地域福祉に参画できるよう継続的な担い手育成を行っていきます。

権利擁護事業においては制度の周知はもとより、身寄りのない方や家族と疎遠の方などの支援についても、具体的に死後事務などについて本人の意思を十分に尊重し、最期の想いを形あるものにしてその人らしい生活が送れるよう支援を行っていきます。

また、コロナ特例貸付等を利用した方たちに対しては、引き続きフォローアップ支援として、他機関と連携を図りながらアウトリーチによる支援等を強化し、安定した生活が送れるよう総合相談の充実を図っていきます。

法人運営においても引き続き地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者との協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進するという使命を達成するため、財政基盤の安定とコンプライアンスを徹底し、適切な経営を可能とする体制の構築に努めてまいります。

I. 社会福祉事業拠点区分

1 法人運営事業サービス区分

- (1) 将来的な展望に立った財政確保の方策として、社協会費制度の周知、拡大などを図るとともに、資金の効果的かつ効率的な運用に努め、財政基盤の強化を図る。
- (2) 職員は社協の役割と使命を認識し、業務目標の達成に向けた業務遂行に努める。また、職員研修等を通じて広範な知識と専門性を養い、意識改革、資質の向上に努めると同時に、職場環境の整備、充実を図る。
- (3) 理事、評議員の各種事業への参画意識を高め、理事会・評議員会の活性化を図る。
- (4) 苦情解決システム管理要綱に基づき、利用者等からの苦情について適切な解決を図る。また、利用者等の権利を擁護するとともに、本会が実施する事業の質の向上及び運営の信頼性を高める。

2 地域福祉活動事業サービス区分

(1) 企画・広報事業 (4,102 千円)

①社会福祉大会の開催

市内の福祉関係者が一堂に会し、今後の福祉活動推進の意識を高めるとともに、社会福祉に功労のあった者を表彰し、社会福祉事業の振興発展を目的に開催する。

②社協だより“愛・あい”の発行

佐賀市社会福祉協議会の事業・活動を広く市民に知らせ、また理解と協力を求めるため、年3回(春夏・秋・新春号)、市内全世帯及び事業所に配布する。

③ホームページの運用

佐賀市社会福祉協議会の事業・活動を広く市民に知らせ、また理解と協力を求めるため、作成・公開する。

(2) 地域福祉活動計画推進策定事業 (231 千円)

第5期計画(令和8年度～令和12年度)の推進に向けて、策定推進委員会を開催し、進捗状況を確認するとともに、計画に沿って進めていく。

(3) ボランティアセンター事業 (3,441 千円)

住民主体の地域福祉の推進の為に、ボランティア機能(コーディネート・人材育成等)を整理し、地域福祉教育の視点を踏まえて、各事業、助成を活かした地域力の向上を図っていく。

①ボランティアセンター運営事業

②ボランティア団体等助成事業

③各町村ボランティア連絡協議会活動助成

④災害ボランティアセンター事業

(4) 高齢者ふれあいサロン事業 (23,286 千円) ※佐賀市委託

高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるように、地域住民の協力のもと、地

域の様々な施設（地区公民館、集会所等）を利用し、高齢者や地域住民が気軽に集い、互いに交流を深める。また、生きがいつくりや健康づくりを推進し、高齢者が閉じこもりや寝たきりにならないよう、自立生活の助長を図ることで介護予防に繋げる。

(5) 地域子育て支援センター事業 北部拠点 (12,351 千円) ※佐賀市補助

北部の拠点として大和ふれあい広場で、子育て世代の親子等に対する支援について、継続的に事業を展開していく。

(6) 地域子育て支援センター事業 南部拠点 (12,359 千円) ※佐賀市補助

南部の拠点として東与賀ふれあい広場で、子育て世代の支援を強化していく。また、地域で子育てに関する活動を行っているサークル等との連携強化も図っていく。

(7) 多機関協働事業 (19,649 千円) ※佐賀市委託

重層的支援体制整備事業の中核を担う事業として、単独の相談支援機関だけでは対応が困難な複合的な課題や狭間の問題を抱えた人や世帯など各分野の相談支援機関が支援に行き詰った困難ケースに対し、必要に応じて重層的支援会議や支援会議を開催し、支援機関の役割分担や情報共有、課題の整理など分野を超えた支援機関の連携と協働を促す。

また、アウトリーチ機能（相談者の元に出向く。）を活かし、相談に対し迅速かつ丁寧な対応ができるように取り組む。

※福祉まるごと相談窓口

平成28年9月から市役所1階14番窓口で「福祉に関するワンストップ窓口（全世代対応型の総合相談窓口）」として、どんな相談でも「断らない、一旦受け止める」ことを意識しながら相談を受けている。

相談は、来所・電話・FAX・メールに加え、ビデオ通話アプリ「Zoom」を使ったオンラインで対応する。

(8) アウトリーチ等を通じた継続支援事業 (37,092 千円) ※佐賀市委託

重層的支援体制整備事業の必須事業として、アウトリーチを基本とした支援を3つのエリア別に地区担当（CSW）が地域に出向いていき、制度やサービスの対象とならない方なども含め世帯単位で支援していく。また、校区（地区）社会福祉協議会（以下「校区（地区）社協」という）等と協力し、地域課題を住民と共に協働して支援を行い地域福祉活動の推進を図っていく。

(9) 参加支援事業 (10,177 千円) ※佐賀市委託

重層的支援体制整備事業の必須事業として、対象者に対して社会（地域）とのつながりを作るために、対象者のニーズや課題を把握し、地域の社会資源を活用しながら本人や世帯が地域や社会と継続的につながる支援を展開していく。また、制度にないサービスが必要であれば新たな社会資源を開発していくことで、社会資源の拡充を働きかけるなど継続的な伴走型支援を行っていく。

(10) 第2層生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）事業 (45,000 千円)

※佐賀市委託

地域包括ケアシステムの実現に向け、おおむね中学校圏域に1名、計15名の生活支援コーディネーターを置き、住民が抱える生活課題（ゴミ出し、外出、買い物など）を住民とともに協働して、生活課題の解決に向けたしくみづくりを行う。

(11) 地域福祉推進事業 (3,439 千円)

①民生委員・児童委員活動

毎月開催される市民児協役員会及び会長会、地区民児協定例会に参加し、住民の福祉の向上のため地域福祉活動の推進を日々行っている民生委員児童委員の活動に対し支援・協力を行う。

②児童遊園地整備助成

市内地区自治会が児童福祉対策として、児童遊園地の新設、増設及び補修を行う場合、市とともに助成金を交付する。

③小災害罹災世帯に対する見舞

災害により罹災者が物的・精神的な援護が必要な状況において、自力更生の一時的な援助を図るため見舞金及び見舞品を支給する。

④実習生の受け入れ

これからの社会福祉を担う学生に社会福祉専門職に求められる姿勢、態度、援助技術を身に付ける実地教育の場を提供し、社会福祉の増進に繋がるよう指導・育成を行う。

⑤福祉体験学習指導者派遣事業

地域、企業、学校等で開催される福祉総合学習（車椅子介助、アイマスク体験、高齢者疑似体験等）に指導者（クローバーの会）を派遣し、福祉教育の推進を図る。

なお、令和8年度については、⑨ふくし共育「とも学び」プロジェクト事業と連動をしていく。

⑥生活困窮者支援事業

低所得者が緊急的かつ一時的に生活が維持できない場合に、食料品等の支援を行う。また、子育て中の困窮世帯からの相談も増加傾向にあるため、ベビー用品（ミルクやおむつ等）の支援も行う。

⑦子ども・子育て地域推進事業

令和7年度に報告会を開催した際に実施した、アンケート回答内容を参考に取り組みに関心が高い校区を対象に市社協からアプローチを行い、ヤングケアラーだけに特化せず、子どもに対して目が向くような地域づくりを目指す。

⑧新入生応援プロジェクト

中学校、高等学校、高等専修学校に進学予定の児童・生徒がいる入学等に必要な備品等の用意が困難な世帯に対して、必要な品を提供し、子どもが健やかに学校生活を送れるよう支援を行う。

⑨ふくし共育「とも学び」プロジェクト事業 **【新規】**

佐賀市内の学校、地域団体、企業等に対して、地域福祉教育の機会を充実させるため、佐賀市社会福祉協議会職員及び協力団体とのプログラム作りを協働で実施する。この協働を通じて、地域における福祉人材の育成及び資質の向上を図り、福祉に対する深い理解と共生社会への学びを対象者に提供する。

(12) 地域福祉推進補助事業 (17,108 千円)

①校区（地区）社会福祉協議会役員研修会

県内外の先進地研修やエリア別研修会を実施し、先進的な活動を学び取り入れる

ことで、校区（地区）社協の事業推進に活かすとともに活動の増進と意識の向上を図る。

②校区（地区）社会福祉協議会活動助成

「自分たちの地域課題は、まず自分たち自身で取り組もう。」という住民意識のもとに、地域福祉活動を行う基礎組織として設置されている市内32の校区（地区）社協に対して事業の推進に向けて、地域との更なる連携強化を図る。

③校区（地区）社会福祉協議会会長会運営費助成

校区（地区）社協相互の連携と事業の協力調整を図るため、定期的に校区（地区）社協会長会役員会及び会長会を開催するなど校区（地区）社協活動の増進と意識の向上を図るため助成を行う。

④「助け合い・支え合い」の地域づくり推進事業

地域住民の生活課題を把握し、支援の必要な人たちの暮らしの課題に気づき、その解決や支援に向けた取り組みを行う。

⑤福祉協力員等設置推進支援事業

「地域で安心安全な暮らしを支える体制づくり」の実現に向け、自治会単位や民生児童委員単位での福祉連絡会議の実施と未設置校区への設置推進を行う。

⑥終活支援事業（仮称） **【新規】**

身寄りのない方が自らの意思を尊重し、最期まで安心した生活ができるよう生前の準備支援を行う。まずは、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート）の利用者を対象に事業を実施し、今後は佐賀市民全体へ対象を広げられるよう検討していく。

⑦各福祉団体助成

佐賀市における福祉活動の振興を図るため、社会福祉事業を目的とする福祉団体等の事業及び運営に要する経費に対して助成金の交付を行う。

⑧福祉バス運行事業

本会の事業及び団体会員として登録している市内の各種福祉関係団体等が、研修・ボランティア活動等を行う際、円滑な活動ができるよう、マイクロバスの運行を行う。

3 共同募金配分金事業サービス区分

(1) 共同募金配分金事業 (17,733千円)

①校区（地区）社会福祉協議会活動助成 **※再掲**

②校区交流事業

多世代を対象とした住民同士の交流やお互いさまの関係づくりの場を提供する事業、及び校区における見守り活動の気づきとなることを目的とした訪問活動事業に対し助成する。

③ふれあいのまちづくり支援事業助成

住民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な地域生活課題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、活動を計画し、協力して解決を図ることができる体制づくりを目指す。校区自治会、町区自治会、民生委員児童委員協議会、校

区（地区）社協の事業に対し助成する。

④新たな居場所づくり（コミュニティカフェ）

地域住民主体による誰でも参加できる居場所づくりに向けて、初期設備・備品購入費用及び運営費の一部を助成し推進を図る。

設置に向けた「お試しカフェ」を地域の団体と共催し、多様な設置主体との協働に向けて支援を行う。また、既設置のコミュニティカフェの交流会を開催し、継続支援を行う。

⑤年末年始地域福祉事業

歳末たすけあい募金配分金を活用し、校区（地区）社協等が自らの福祉課題に応じて行う年末・年始の事業に対し、助成を行うことで、地域での特性を活かした住民同士の交流を深める。

4 福祉サービス利用支援事業サービス区分

(1) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）（19,326千円） ※県社協委託

「福祉サービス利用者の利益の保護」を図ることを目的に、判断能力に不安を持つ認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者などを対象に、安心して自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理・書類等を預かり等の支援をする。

契約後に判断能力が低下している利用者に対して、必要に応じ、成年後見制度へのスムーズな移行を進めていく。

また、専門員（職員）や生活支援員への計画的な研修等を実施していくことで、利用者へのサービス向上等に繋げていく。

(2) 法人後見事業（15,673千円）

法人として成年後見人となって身上保護や財産管理を行い、その人らしい尊厳のある生活を最後まで送れるよう、障がいの程度に関わらず被後見人等の意思を最大限に尊重した長期的な支援を行う。

そのため、より専門的な後見業務にも対応ができるよう知識習得を目的とした職員研修等を計画的に実施していく。

(3) 佐賀市成年後見制度利用促進事業（20,940千円） ※佐賀市委託

佐賀市成年後見センター（成年後見制度利用促進法における中核機関）として、制度に関する相談はもとより、地域住民や関係機関を対象とした研修会等で広報・啓発活動を引き続き実施する。

また、地域連携ネットワークの構築への取り組みとして、後見人等の担い手不足の解消に向けた専門部会を立ち上げ、専門職団体や関連機関と連携を深めていき、さらに権利擁護ネットワーク全体会を開催し、地域連携ネットワークの構築を進めていく。

(4) 移送サービス事業（260千円）

既存の交通機関による移動が困難であり、歩行補助具等の使用が必要な高齢者や身体障がい者を対象に、ボランティアの協力のもと、車椅子搬送仕様自動車を利用した移送サービスを提供する。（利用対象地域：三瀬村、富士町、大和町松梅地区）

5 生活福祉資金貸付事業サービス区分

(1) 生活福祉資金貸付事業 (25,090 千円) ※県社協委託

金融機関からの借入れや公的貸付制度の利用が困難な所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者が属する世帯に対し、必要な資金の貸付けと相談援助を行った。また、貸付に結びつかなかった世帯に対して、関係機関へ繋ぐことで切れ目のない支援を行う。

また、コロナ禍において特例貸付を利用された世帯の生活課題に対して、必要に応じ他機関とも連携しアウトリーチによる（フォローアップ事業）支援を行う。

(2) 福祉資金（小口）貸付事業 (5,898 千円)

低所得世帯の自立のため、他からの資金借入れが困難かつ緊急の場合に貸し付けを行う。さらに、貸付のみに終わらず、総合相談を受けながら対応していく。

II. 施設経営事業拠点区分

高齢者が地域で安心して、心豊かに楽しく過ごせる場所を提供するため、市内5か所（平松、巨勢、開成、大和、金立）の老人福祉センター等を運営する。各センターでは高齢者大学、クラブ活動や行事などを行い、生きがいの充足、また積極的な「仲間づくり」を進め、さらには各センターにおいて健康相談を実施し、健康で明るい生活を営んでもらうための事業の推進に努める。

1 平松老人福祉センター事業サービス区分

(いきがい館平松) (26,755 千円) ※佐賀市補助

・平松老人福祉センター事業、佐賀市平松清風大学

2 巨勢老人福祉センター事業サービス区分

(いきがい館巨勢) (22,930 千円) ※佐賀市委託

・巨勢老人福祉センター事業、巨勢シルバーカレッジ

3 開成老人福祉センター事業サービス区分

(いきがい館開成) (22,645 千円) ※佐賀市委託

・開成老人福祉センター事業、開成教養講座（仮称）

4 大和老人福祉センター事業サービス区分

(いきがい館大和) (19,677 千円) ※佐賀市委託

・大和老人福祉センター事業、大和いきがい文化講座

5 金立いこいの家事業サービス区分

(いきがい館金立) (19,133 千円) ※佐賀市委託

・金立いこいの家事業、金立いこいの家文化講座

Ⅲ. 認可外保育施設運営拠点区分

1 松梅保育所運営事業サービス区分

- (1) 松梅保育所運営事業 (22,703千円) ※佐賀市委託
松梅地区唯一の保育施設として、佐賀市から認可外保育所の委託を受けて実施する。

Ⅳ. その他の事業

1 共同募金・歳末たすけあい募金運動への協力（佐賀県共同募金会佐賀市支会）

公的な福祉サービスでは支えられない分野の支援を行うため、佐賀県共同募金会佐賀市支会として募金活動を展開する。

- (1) 赤い羽根共同募金
10月1日から12月31日までの3か月間、各種団体などの協力を得て実施する。戸別、街頭、法人、学校、イベント、職域等の各種募金を行う。
- (2) 歳末たすけあい募金
12月1日から12月31日までの1か月間、各種団体などの協力を得て実施する。戸別、職域等の各種募金を行う。

2 日本赤十字社事業の推進（日本赤十字社佐賀県支部佐賀市地区）

国際救護活動や災害救護活動等の人道的使命に基づき、国内外で事業を実施している日本赤十字社の佐賀市地区として、赤十字事業の普及と事業推進に必要な資金の確保に努める。

- (1) 各種講習会
佐賀県支部が開催する各種講習会を積極的に推進するとともに、市内で行われる心肺蘇生法などの講習に対し、県支部と連絡を取り指導員の派遣調整を行う。
- (2) 防災・減災活動等への取り組みに対する助成
校区自治会及び自主防災組織等が、防災・減災意識の高揚を目的に実施する防災・減災活動及び研修会、講習会等に対して助成金を交付する。
- (3) 災害義援金(救援金)の募集・受付
国内外で発生した災害などに対し、広く市民等へ義援金(救援金)の募集及び受付を行い、被災者支援の一助とする。なお、募集期間中に集まった義援金等は日本赤十字社佐賀県支部に全額送金し、県支部を通じて現地へ送金する。
- (4) 火事等の罹災世帯への援助
罹災世帯に対し、見舞金や毛布・日用品等の物資を支給する。